

令和6年6月の診療報酬改定に基づき、  
施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項について掲載いたします。

・医療DX推進体制整備加算

医療DX推進について

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

・明細書発行体制等加算

明細書について

当院は療担規則に則り明細書を無償で交付しています。

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。

明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

・情報通信機器を用いた診療

情報通信機器を用いた診療について

情報通信機器を用いた診療の初診の場合、向精神薬を処方しておりません。

・一般名処方加算

一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。